

物流施設におけるDX推進実証事業費補助金に関するFAQ

	質問	回答
1	1 個々の事業者に対する伴走支援はどのような内容か？	伴走支援には計画申請事業者向けの個別支援と希望事業者全体向けの全体支援があります。  計画支援事業者向けの個別支援においては、物流施設におけるDXの取組施策の共有・計画支援、新規性・独自性等のDX実証の成果の整理、中長期的なDXの取組検討支援などを想定しております。
2	2 公募に手を挙げた順、計画を提出した順に審査が行われるのか？	申請が早ければ優位になる訳ではなく、申請締切日以降に審査が行われます。
3	3 4/19までの公募に間に合わなかった場合、その後手を挙げることは可能か？	公募の受付は原則4/19までとなります。万が一期日までに書類が揃わない場合等は、事務局までご相談ください。
4	4 4/30までの計画申請に間に合わなかった場合、その後提出は認められるか？	計画申請は原則4/30までとなります。万が一期日までに書類が揃わない場合等は、事務局までご相談ください。
5	5 無人フォークリフトやAGVでなくとも、例えばハンディターミナルやタブレット端末は「自動化・機械化機器」と扱われるか？	事業を行うために直接必要なシステム構築・連携と自動化・機械化の購入に必要な費用であれば補助対象となり得ます。最終的には提出いただいた計画を見ての判断とさせていただきます。
6	6 本事業の対象年度は？	R6年度の単年事業となります。
7	7 本事業はR6年度の単年度事業であり、R7年3月末までに事業が完了していることが条件と理解。R7年3月末までに費用の支払いも含め完了している必要があるか？	補助事業の完了後、事務局が別途定める期日までに、補助事業で取り組んだ内容および清算内容のわかる証憑等を取りまとめ、完了実績報告として提出いただく必要があります。期日までに完了実績報告が確認されなかった場合、補助金交付決定を受けていても、補助金が交付されませんので、ご注意ください。
8	8 審査結果は採択/不採択の2択か？例えば、部分採択のような形は考えられるか？（1,000万円のうち、250万円分の補助金が出る等）	審査結果は採択/不採択のいずれかとなります。
9	9 有識者による審査によって計画採否が決定するが、その際審査基準・観点は何か？	評価項目は主に「企業単体に関すること」と「業界全体への取組拡大に関すること」の2つに分類されます。企業単体については、DX計画の目的が明確か/DX施策を行うスケジュールや実施体制が現実的であるか/物流DXの費用対効果が高いか等がポイントになります。業界全体への取組の拡大については、モデルケースとしての先進性・独自性があるか/業界全体への波及を見据えた横展開が容易であるか等がポイントになります。
10	10 自治体の補助金との併用は可能か？	地方自治体からの補助金と本補助金の併用は可能です。ただし、国（独立行政法人含む）からの補助金の二重給付はできません。
11	11 2次公募の予定はあるか？	現時点ではございませんが、今後必要に応じて検討致します。
12	12 導入予定のシステム・機器について、2社以上の相見積を取る必要があるか？	原則として2社以上の相見積を提出いただく必要がございます。また、何らかの事情により2社以上の見積書を用意できない場合は、理由書を追加で添付してください。
13	13 同一事業者で2つの申請をすることは可能か？例えば施設内の車輛を把握するためのAIカメラ+システム、WMS+AGVなど。	可能ですが、システム構築・連携およびDX機器導入の補助上限は1社あたりで固定されておりますので、ご注意ください。
14	14 同一の申請主体が異なる複数の施設について別々の申請を提出することは可能か？	可能ですが、システム構築・連携およびDX機器導入の補助上限は1社あたりで固定されておりますので、ご注意ください。
15	15 リースは対象外となりますでしょうか。	リースは対象外となります。
16	16 システム構築・連携にあたってクラウド型のシステムは対象になりますでしょうか。	クラウド型のシステムも対象になりますが、事業で補助できるのはあくまで事業期間内に発生する経費のみとなります。
17	17 様式第1の事業申請書内の（注1）添付書類について、それぞれ書類の具体例を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）申請者の営む主な事業：定款の写し等</li> <li>（2）申請者の資産及び負債に関する事項：直近決算時の貸借対照表等</li> <li>（3）様式不問ですので、事業者ごとに作成下さい。</li> <li>（4）様式不問ですので、事業者ごとに作成下さい。</li> <li>（5）様式不問ですので、事業者ごとに作成下さい。イメージとしては、システム・機器を導入することで生じる企業の歳入への影響について記載いただけますと幸いです。</li> <li>（6）様式不問ですので、事業者ごとに作成下さい。イメージとしては、当該事業を実施する際の体制について図示して下さい。（別紙対応ですので、19日以降の提出になります。）</li> </ul>
18	18 申請書の提出先について	4月15日に事務局HP及び国交省HPIに申請書受付メールアドレスについて、掲載致します。
19	19 事業申請書の右上に記載の氏名、法人の名称の箇所に印鑑は必要か。その場合は代表者個人の印（実印か認印か）か社判か。	どちらも印鑑は不要です。
20	20 相見積もりができない場合は、理由（書式は任意）が必要との事だが、宛先は誰になるのか、印鑑等は必要か。	相見積もりできない場合の理由書の様式は不問ですが、宛先は事務局で構いません。また印鑑も不要です。